

分科会委員事前提出のご意見 第 1 専門分科会

第 1 専門分科会委員 意見①

1. 目指す方向および、具体的な取組について

【行動指針改定自体について】

① ユニバーサルデザインを取り入れた改築、改修、取り組みを評価する制度

ユニバーサルデザインが持つ意味に、誰にでも使えること。使う上で柔軟性があること、使い方が簡単で直感的なこと、必要な情報がすぐにわかること、簡単なミスが危険につながらないこと、身体的な負担が少ないこと、アクセス、利用しやすい十分なスペースが確保されていること、と考えます。ユニバーサルデザインを必要な費用と捉えているか、そうでないか、などもあるかと思いますが、「やらなければならないこと」になれば、それぞれの行動指針に取り入れられると考えます。

知識として理解できても、実際の行動変容や施設の整備がされていなければ評価されないと考えます。子育て支援も施設ができたからといって子育て不安や少子化が改善するのではないように、当事者が他の人たちと公平に生活できる視点を前提に施設や交通機関がつくられなければ、ユニバーサルデザインは今後も推進されないと考えるからです。

② 産官学でのユニバーサル商品開発の取り組み

施設の維持管理予算では一律に行うことは難しいと思いますが、産官学での取り組みの中に当事者の意見を取り入れ「なかったけど、ほしかったもの」の開発や高額だったものが減額されるなど、取り組んだことに評価される制度があることを希望します。

○評価例：補助金または助成金の申請

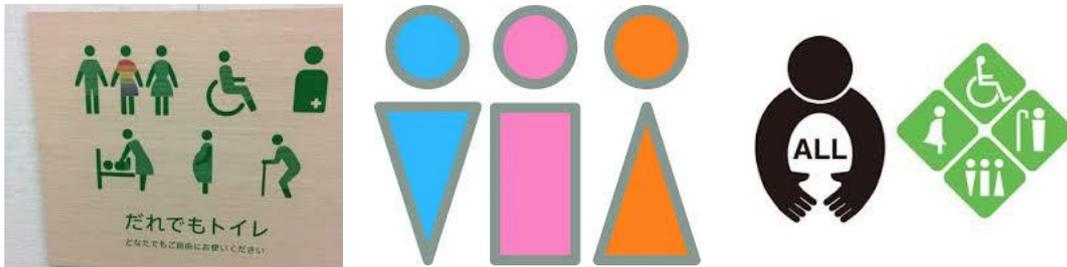
県、自治体主催の行事、イベント等の開催地として利用促進されるなど

【利用者の特性や違いへの理解】

① LGBT の課題として「トイレ」とよく耳にするので、「車いす用」➡ トイレ使用が主目的だが「多目的」であってもいいような表示があるといい。

障がい、高齢者、乳幼児と区分されると自分の身近にいない場合「知らないがゆえ」に区

切られてしまうので、生活圏で利用する公共施設が先駆けて実施する意味は大きいと思う。



【学びの場づくり、ひとづくり】

- ① 第1回専門分科会でも上がっているが、疑似体験ができるプログラムの活用、今あるプログラムの見直しや改訂等を行う。私も PDCA サイクルが大切だと感じているし、こういったプログラムを見直したり、利活用することは大切だと感じている。
- ② 精神障害の当事者がユニバーサルデザインでどんなことが取り入れられると生活上公平に過ごせるのか学ぶ機会がほしい。

2. 指標とすべき項目について

◆指標とすべき項目

期間、実施回数、参加人数、アンケートによる意識変容の数値化

- (1) 学び(疑似体験)の機会 (2) 施設の整備(助成金申請等有) (3) 移動しやすい街

◆その理由

(1) 車いすの担ぎ方、障がいによる手先の不器用さや時間の行動にゆとりをもらえない場合の声かけひとつで「自己肯定感」や「達成感」を感じづらく、生活における質の向上につながらないため。

(2) 公的な施設が実施することにより、公益的に税金が使われていると認識できるし、環境が整うことで介助がなくても生活できる人が増えるため。

(3) どんな人も自分で行動できることはとても重要なこと。車いす、ベビーカー、シルバーカーも含めて利用しやすくなるため。環境を整えれば自分で行動できるし、環境が整備されれば介助がなくて行動や生活ができることが重要だから。

第1 専門分科会委員 意見②

1. 目指す方向および、具体的な取組について

【学びの場づくり、ひとづくり】

身体障害者や高齢者の疑似体験の機会は、小中学校で一時だけの体験であっても現状では存在し継続されています。知的・発達上の疑似体験はまだ浸透していませんが推進していきたい。見た目では障害と分からない障害や支援を必要とする人がいる現実と、「理解してほしい」と訴えることが苦手な人がいる事を学びの場から発信してほしい。

【施設のユニバーサルデザイン】

知的障害当事者が移動支援の福祉サービスを使って社会に出ていく機会が増えてきています。具体例ですが、こだわりの中に同一性保持のこだわりを持つ方がいます。トイレの水を流すレバー一つでも色々な種類・場所があり統一していないので、水を流すことができずに困惑し混乱する当事者がいます。統一されたマーク等を開発していく必要があるのではと考えます。

【利用者の特性や違いに対応したコミュニケーション】

コロナ渦のいま、マスクのできない当事者が周りの人たちに特性として理解していただくには時間や経験が必要ですが、見た目ですぐに分かる「ヘルプマーク」の普及が急務と思います。普及活動と「ヘルプマーク」の配布に団体として努めていきたいと思っています。

【分かりやすい情報提供】

知的障害がある方が理解しやすい絵カードの活用を推進していきたい。現在、医療機関や一部の教育機関で取り入れられている絵カードの普及と他の機関にも使用できる絵カードの開発に努めていきたいと思っています。

第1 専門分科会委員 意見③

1. 目指す方向および、具体的な取組について

【行動指針改定の意味について】

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例制定の趣旨を存分に意識し、条例に込められた「共生社会づくり」を具現化していくことがこの行動指針の使命なのだと思う。

【ユニバーサルデザインの考え方】

ユニバーサルデザインの推進についてその方向性は？→生きづらさを抱える人、多様な形であらわれる生活課題を有する人はどんなことを感じているのだろうと改めて問い直さないと考え方が定まらないように思う。

【理解促進、学びの場】

福祉教育の方向性はしばらく前までは、「車いす体験やアイマスク体験をして障害のある人の話を聞いて感想を書いて終わり」というプログラムは「貧困な福祉観」をつくるのではないかと問われ、支え手と担い手という二極分離ではないじっくりと障害等のある当事者と関わり学ぶなかで相互理解を育てるプログラムづくりが進んだ。

しかし、障害者差別禁止条例の推進のなかで、再び、体験だけの学習や、ものすごくかっこいい障害者の話を聞くという学習が増えているのではないかと危惧されている。

〈具体的な取組み〉の一つは、学校現場や地域でアレンジして活用できる指導案付きの福祉学習プログラムの作成が挙げられる。プログラム作成自体を、現場の教員や社協職員、社会教育関係者、そして障害のある人等の当事者と支援者の共働作業とすること、試行すること-楽しみながらつくっていけるのではないか。

第1専門分科会委員 意見④

1. 目指す方向および、具体的な取組について

【移動しやすいまち】

歩道が狭い。人一人やっと通れる所もあり、車いすや乳母車は通れない。また、歩道も整備されていなく、段差も多く、高齢者や障害者はつまづきやすい。

【学びの場づくり、ひとづくり】

一人ひとりがかけがえのない人間として、互いに尊重し、思いやる社会、お互い支え合っていく社会づくりのため、インクルーシブ教育システム構築事業を進めてほしい。ハード面がクリアしても健常者も障害者も人の支えが必要。特に認知症の人は人の杖が必要である。

第1専門分科会委員 意見⑤

1. 目指す方向および、具体的な取組について

【分かりやすい情報提供】

◆内容 ①

コロナウイルス感染拡大を受けて勤務先から休むよう言われているが、なぜ休む必要があるのか、分からない人もいる。また、報道においても、なぜコロナウイルスが危ないのか分からない。「こまめに手洗い」と言われてもどれくらいの頻度なのか分からない。ついては、なぜそうなるのか丁寧な説明が必要である。また、抽象的な表現ではなく具体的に細かな説明が必要である。テレビ報道では、言葉だけでなく字幕付きの映像等だと分かりやすい。

◆内容 ②

目的地への案内表示は、スタート地点だけでなく、ポイントごとに案内表示があるとより分かりやすい。また、ICT等の情報技術を活用して、直感的に分かる案内表示があるとよい。

◆内容 ③

知り合いに、身近に家族がおらず、親せきしかいない障害者の人がいる。その人は、10万円の給付金のもらい方が分からずに困っており、そうした1人障害者という課題がある。

【学びの場づくり、ひとづくり】

特別支援学級で子供のころから分けてしまうと、社会に出たときに孤立してしまう。子どもの時から、誰に対しても優しくするよう教えられていれば、大人になっても自然とその人に合った対応ができる。それは子供のときから教える必要がある。

第1 専門分科会委員 意見⑥**1. 目指す方向および、具体的な取組について****【施設整備】**

全スポ・障スポに向けての施設整備で、する側だけでなく、見る側に対する配慮をふまえた施設整備。また、緊急時（防災面）の対応も含む。

【移動しやすいまち】

バスの整備だけでなく、バス停、歩道の整備ができていないと乗降やバス停までの移動ができない。バスの整備よりバス停・歩道の整備が必要。

【利用者の特性や違いへの理解】

三障害の障害者間での理解

身体障害でも障害の部位や程度、年齢によっても異なるので互いに理解や思いやる気持ちが必要。

【学びの場づくり、ひとづくり】

スポーツ大使との交流を通して障害者の方と触れ合うきっかけにしてはどうか。

【施設のユニバーサルデザイン】

トイレの戸を開き戸でなく、引き戸（左右）にし、便座の向きも左右両方にし、なおかつ少し広めにすることで、車いす、ベビーカーのまま入れ、片麻痺の方でも使い勝手が良くなる。

第1 専門分科会委員 意見⑦

1. 目指す方向および、具体的な取組について

【行動指針改定自体についての目指す方向】

こどもにとってのバリアフリーの視点を入れる。たとえばわかりやすい表記、それはルビだけではなく、言葉の優しさを含む。

【学びの場づくり、ひとづくりの具体的な取組】

障害疑似体験の有効性について疑問視する考え方もあって、特に知的発達に関しては、疑似体験が不可能である。または疑似体験はあくまで一時的な体験であり、時間が経てば元どおりの体に戻るという意味で永続的な体験ではない。さらに、疑似体験はインペアメントの体験であり、障害の社会モデル、つまり社会からの差別や抑圧を経験することになり得ないので、偏見や差別を助長するだけである。

【移動しやすいまちの目指す方向】

県と市町両方の交通施策審議会等に障害当事者を入れることを明示し、参加率の数値目標を示すべきである。

第1 専門分科会委員 意見⑧

1. 目指す方向および、具体的な取組について

【ユニバーサルデザインの理解促進】

店頭には、「ユニバーサルデザインが採用されている」の文字とともに販売されている製品がいくつか並んでいる。大きな労力を使えない者が小さな力で使えるというもの。しかし、単純に力加減のみ重要視しても、使うことに困難をきたす者がいることを知って欲しい。

多くの障害を持つ者は、既存の物に工夫をして使っている。製品開発時等にそのことを伝えていくことも大事なと思う。

また、ユニバーサルデザインの言葉で安心して購入してしまい失敗することがある。フィルム包装がされているので試せない。ユニバーサルデザインを謳う商品・製品は手に取りお試し

ができる状況下にあることを望む。

【学びの場づくり、ひとづくり】

前回の分科会では、特別支援学級や養護学校と地域の学校の在り方について障害を持つ子に焦点を当てての意見が多かったと思う。普通学級の子らに対してのユニバーサルデザインの教育は、どのように成されているのだろうか。小さい時期にこそ、教え込みが大切だと思う。

そして、教える側の教師が正しい知識を持つべきで、学生時代の数週間の教育実習で掴みきれぬのか。ひとづくりには時間と経験が必要だと思う。

2. 指標とすべき項目について

◆指標とすべき項目

利用者の特性や違いに対応したコミュニケーション

◆その理由

ヘルプマークの浸透をあげる。支援を必要とすることが外見からは分からない者が援助を求めていることを知ってほしい。難病患者は外見では分かり辛いですが、実は身体的に厳しい。このマークの意味がだれにでも知れ渡る世になることを望む。

分科会委員事前提出のご意見 第 2 専門分科会

第 2 専門分科会委員 意見①

1. 目指す方向および、具体的な取組について

【施設の整備基準】

・条例に基づいた基準に達しているが、当事者の意見の反映が少ないと感じます。そのためにも障害種別・状態によってもそれぞれにニーズが相違しているので当事者側の意見の発信が必要です。

・公共施設の建設などの行われるときに設計の段階や途中の段階などの状況の障害当事者側にも情報の開示してほしい。ハード面の変更をお願いしてもいままさらできないとの回答がほとんどであるため。

(私的なことですが、守山市役所の建替工事があり、守山市の各障害者団体の人たちと一緒に基本設計からの情報開示と事前協議の約束をしました。)

・整備基準を見直すときに基準となる数値やユニバーサルデザインの法体系の内容を障害当事者の意見を取り入れていただき、整備基準を設けていただきたいと思います。整備基準では当事者にとって厳しい面があり、スロープの傾斜角度などの基準の見直しが必要ではないかと考えます。

・整備基準の中には設定されていないが、音の誘導チャイムなどの設置の義務化(設置するのにあたり、近隣の住民の方の理解が必要となってくるときもあります。)など。再度、整備基準のユニバーサルデザイン化や内容の精査が必要ではないかと考えます。

【施設のユニバーサルデザイン】

・既存の施設ではバリアフリーができていないところが多いが、職員さんのソフト面のユニバーサルデザイン的な対応でかなり当事者として行きやすい部分もあり、ユニバーサルデザインの対応研修を行うために各障害当事者の意見を取り入れたマニュアルの作成も必要ではないでしょうか。

・実際に施設の非常口が段差や階段のために車いす障害者は自力では避難できないことなどがあり、その施設の職員さんの気づきできていないのではないかと思います。その気づき

をわかってもらうことが障害当事者の役割ではないかと考えます。

・施設のユニバーサルデザインはハード面の整備も必須条件であるが、ソフト面の対応してもらえようユニバーサルデザインの啓発が必要であり、このことは合理的配慮への一助になると考えます。

(私の独り言としての受け止めてお願いします。合理的配慮のおかげでバリアが少なくなっていることも確かですが非常に助かりますが、例えば、段差のある時に急遽、スロープを付けていただくより、最初から自力で行けるようなスロープや段差解消をしていただく方が私自身の心の負担に感じなくても……)

・バリアフリー調査を行う中で感じたことは車いす用の駐車場の幅が 350 cmの整備基準は満たされていますが、料金カウントは駐車スペースにあるために車椅子使用者が運転している場合、料金カウントがあるための乗降ができない。このことはたぶん、施工主の方は気づかないことだろうと思います。当事者の意見が反映されることがユニバーサルデザインの基本かもしれません。

・私たちが意図するユニバーサルデザインの施設には経費の関係でどうしても予算が高くなるので敬遠されがちであります。そのためにも施工主の方のユニバーサルデザインの考え方の理解と補助金などの予算計上の補填が必要と考えます。

【移動しやすいまち】

・歩道が狭いことや段差のために車椅子が通れないために車道を通らなければならない場合があります。また、溝のところのグレーディングが荒いために前キャストがはまり転倒したこともあります。

2. 指標とすべき項目について

◆指標とすべき項目

「移動しやすいまち」において障害当事者が外出行程を容易に計画できる情報を確保のバリアフリー調査

◆その理由

・私たち障害者などにとって外出は多くの不安とバリアがありますが、「交通バリアフリー法の改正」「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」などの整備により多くの改善がされ、外出は容易になってきましたのでハード面では整備が進んでいますが、無人化の駅などが多くなってきています。障害当事者が出かけるとき駅や宿泊先などの情報がないために気軽に外出行程の計画を立てることが今なお困難な状況であります。滋賀県脊髄損傷者協会では県内のJR・私鉄等の全駅と 50 室以上の宿泊施設のバリアフリー情報を障害当事者などが調査収集を行い、その結果をウェブサイトで公開する取り組みを行います。今後、来県される方の情報として 10 年間の更新を考えております。

・バリアフリー調査を行って気づいたこと

- ① 10 年前に比べたら各駅のバリアフリー状況は大きく変わり、私たちは外出が容易になりましたが、多くの人員の削減は見受けられます。例えば、草津線の場合、石部駅以外は駅舎の建て替えてエレベーターや多機能トイレの設置などバリアフリーに配慮されておりますが、ほとんど管理部門は市に委託されており、駅舎の管理のみのため介助が必要な乗客（車椅子使用者）の乗降の介助は業務外とのことで介助を必要とする場合、事前にお客様センターでの予約をしなければならないこと。
- ② ホテルの調査において、比較的新しいホテルはユニバーサルな部屋や多機能トイレ、車いすに配慮したエレベーターの設置などバリアフリーに配慮がされておりました。バリアフリー法の改正前のホテルはバリアフリーの配慮は厳しい状況でしたが、多くの工夫した配慮が見受けられました。

・全般的な意見として

私達障がいのあるものが実際に調査させていただく中で駅員さんやホテルの職員さんに多くのことを気づいてもらうことができました。（例えば、車いすでは自動券売機の画面が見えないことや届かないこと。点字ブロックが途中で終わっていることなど）

第2 専門分科会委員 意見②

1. 目指す方向および、具体的な取組について

【行動指針改定自体について】

当事者の方とお話するたびに当事者の視点が反映されていないという話をよく耳にする。当事者の方にもっと意見を聞き、指針や方向性、具体的行動に反映させる必要があると考える。

【学びの場づくり、ひとづくり】

私の時代はまぜこぜであった特別支援学級や養護学校対象者が一般学級と離れてしまい、身近に感じる機会が極端に減っている。いろいろな人がいて違いを感じる学びの場が幼少期こそ必要と考える。ボランティア活動など学びの場を増やすようにしたい。

2. 指標とすべき項目について

◆指標とすべき項目

指標とすべき項目にあたるかわからないが、昨今の Covit-19 発生の事態を踏まえ、緊急事態発生時に何を優先するべきか、当事者の方にヒアリングし、今後の為に指標を作成するべきと考える。

◆その理由

Covit-19 発生にあたり、政府の対応も後手後手となっているように思う。特に弱い立場の人々を対象にした対策が取られるのは最後になってしまう可能性がある。世の中が変わってしまった今、再度方向性と指標を見直し、滋賀らしいユニバーサルデザインの構築がなされることを望む。

第2 専門分科会委員 意見③

1. 目指す方向および、具体的な取組について

【県庁内 UD の推進】

まず隗より始めよの言葉通り、まずは県庁内におけるユニバーサルデザインの理解と推進が重要である。県庁内における UD 研修の実施と推進員制度の活性化を図り、各部局における数値目標を立てる。(例: 女性・障害のある管理職の割合、男性育児休職の取得率、職員の受傷や介護休職等を想定したリモートワークの全面実施など)

その上で、県民におけるユニバーサルデザインの浸透を図ることが望ましい。

【調達基準では UD を前提に】

学校、公園などの公共建築を始め、一般の店舗の建築許可に至るまで、ユニバーサルデザインを「前提」とする。什器や備品、機器の調達、公共サービスについても、ユニバーサルデザインが優れているものを優先して調達するということを明記する。県内各企業における UD 理解が必須となる。調達後もその結果が本当に UD であるか県がフォローアップする。

前述の項目で、全ての県庁職員が UD を理解していることが前提になる。また、調達基準の策定、選定、フォローにおいては、障害のある職員または当事者団体が関わることを望ましい。

【情報保障の徹底】

県庁から出される情報のユニバーサルデザインを徹底するために、広報広聴課や情報政策課において、視覚・聴覚などの情報障害者を雇用し、県内の模範とする。例としては、知事や県からの公式発表の場には手話通訳を配し、テレビ放送でも必ず映り込むことを確実にし、イベントでは、字幕や資料のテキスト化を前提とする。庁内のシステムや各種サイトなどが視覚障害者に使えることを前提とする。

第2 専門分科会委員 意見④

1. 目指す方向および、具体的な取組について

【ユニバーサルデザインの理解促進】

第1回ユニバーサルデザイン推進検討第2 専門分科会レジメに添付した資料1のところ、2課題・背景のところ、「ユニバーサルデザインに接する……（中略） 広まっていない。のところですが、例えば、電光板の下に、ユニバーサルデザインの 考え方に基づきましたという文言を入れたどうか、また、トイレに貼るマークの下 に、ユニバーサルデザインの考え方に基づきましたという文言を貼ったら、どうか 思ったら、ユニバーサルの文字に触れる機会が増えるでしょう。

第2 専門分科会委員 意見⑤

1. 目指す方向および、具体的な取組について

【UD 推進員のあり方】

ユニバーサルデザイン推進員について、各所属に担当者を置いているだけではなく、年に一度でも話し合う場が必要ではないか。車イス利用者のことはある程度想像できるかもしれないが、視覚障害者のことは直接聞かないと分からないと思うので、色々な機器・設備があることなど、勉強を深めていてもらいたい。

【指針の実効性担保】

行動指針にはいいことが書いてあるが、そのとおりできているかのチェックが必要。ユニバーサルデザイン探検隊（施設のユニバーサルデザイン化状況の点検）のような事業により、毎年は難しくても3年に1回程度チェックすべき。

【移動しやすいまち】

道路行政、交通行政においては、市民の意見が反映されていない。整備後に、使いやすいかどうかを聞かれることはあるが、まちづくりの基本的な部分については意見を聞いてもらえない。計画段階からの当事者参画について、建物の場合は徐々にそうなっているが、道路・交通行政では全くない。視覚障害者が安心して外出できるよう、すべての信号機を音声対応にするのが理想であるが、それ以外でも、横断歩道にエスコートゾーンを設置するなど、ユニバーサルデザイン社会に近づける取組を進めていくべき。

【施設整備基準】

現行指針 P20 には「〇〇法などに定める基準への適合を促進し」との記載があるが、この書き方では基準に適合すればそれでよい、という理解になってしまう。指針を策定する側は、最低基準というつもりであるが、受け取る側は、最高のもので達したらそれでよい、と理解してしまう。そういう言葉の使い方、表現の仕方にも注意して指針策定を進めるべき。

第2 専門分科会委員 意見⑥**1. 目指す方向および、具体的な取組について****【学びの場づくり、ひとづくり】**

小中学校において、ユニバーサルデザインについて学ぶ取組を行ない、若年層の時から、意識を高める事が必要。

具体的には、関連諸団体との連携により、出前講座の形式で取り組めばと考えます。

【施設整備基準】

条例等の位置づけを明確にし、ハード面の整備等については、他法令の例にならい、定期点検報告義務として、施設設置者や使用管理者から、報告（3年毎程度）等の処置を取ればと考える。

【分かりやすい情報提供】

ハードソフト両面において、施設設置者の取り組みを顕彰する。

この事の情報提供により、施設のわかりやすいバリアフリーの理解がえられ、また施設設置者の啓蒙啓発につながって行くと考える。

(例 耐震・消防等の評価等)

第2 専門分科会委員 意見⑦**1. 目指す方向および、具体的な取組について****【ユニバーサルデザインの理解促進の具体的な取組】**

車椅子は担ぐものではない。いかに担がなくても移動が可能になるようにもしLのが、バリアフリー教育である。

【利用者の特性や違いに対応したコミュニケーションの目指す方向】

県市町のWEBアクセシビリティの向上に関する数値目標を上げると同時に、PDFを避け、テキストデータの提供に努めるべきである。

【分かりやすい情報提供の目指す方向】

行動援護など、フォローアップする制度の拡充も必要である。